

参考

水循環基本法 水循環基本計画

内閣官房水循環政策本部事務局

目 次

1. 水循環基本法について
2. “水循環”、“健全な水循環”とは
3. 水循環基本法(5つの基本理念)
4. 水循環基本法(責務の明確化、水の日)
5. 水循環基本計画の枠組み
6. 水循環基本計画のポイント
7. 水循環基本計画作成に向けたこれまでの流れ

水循環基本法について

水循環基本法（平成26年4月2日公布、7月1日施行）のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、水循環政策本部を設置
2. 水循環施策の実施にあたり基本理念を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった水循環関係者の責務を明確化
4. 水循環基本計画の策定
5. 水循環施策推進のための基本的施策を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安全向上



第1回水循環政策本部会合（2014年7月18日）
で挨拶する安倍内閣総理大臣 <官邸HPより>

水循環政策本部－内閣に設置－

目的	水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。
----	--------------------------------

組織	水循環政策本部長：内閣総理大臣 水循環政策副本部長：内閣官房長官及び 水循環政策担当大臣 水循環政策本部員：すべての国務大臣
----	---

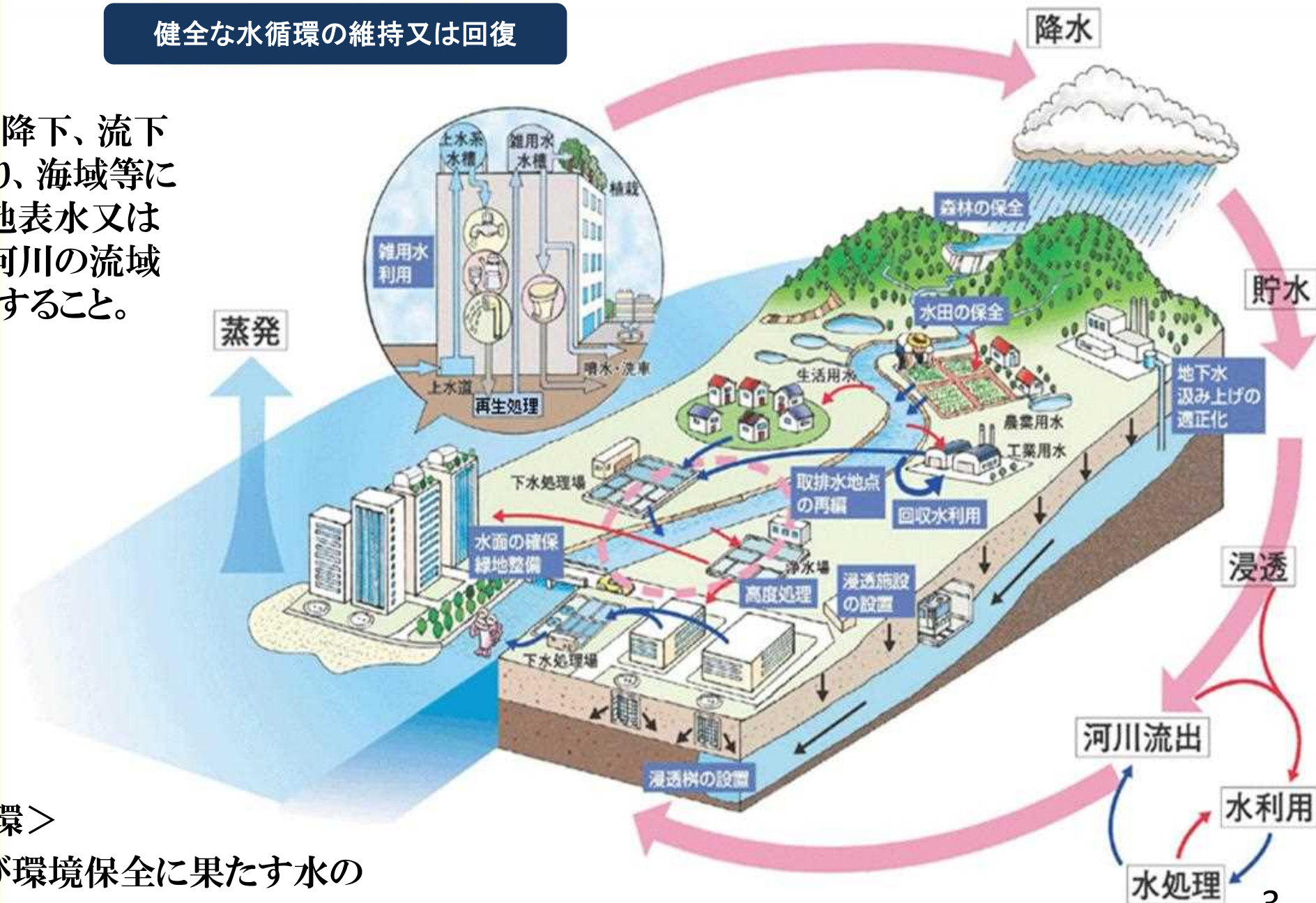
事務	✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進 ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整 ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整
----	--

“水循環”、“健全な水循環”とは

健全な水循環の維持又は回復

＜水循環＞

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。



＜健全な水循環＞

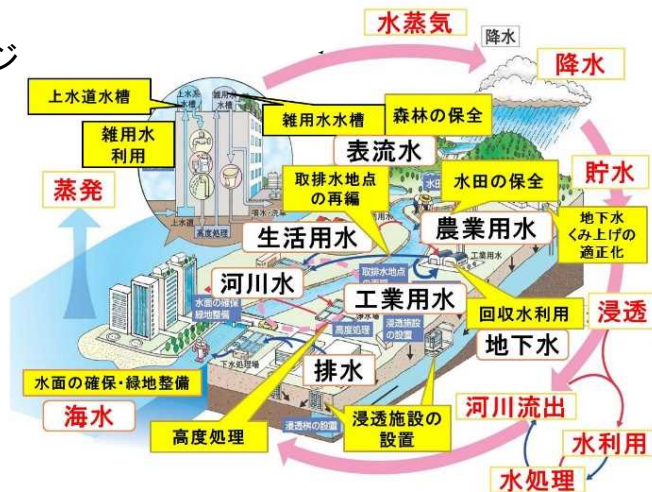
人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

水循環基本法(5つの基本理念)

水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

水循環施策の
取り組みイメージ



水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

✓ 水の適正利用、有効利用に向けた取組例

- ・水利用の合理化
- ・用途内及び用途間の水の転用
- ・雨水・再生水の利用促進
- ・節水

健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

水循環に関する国際協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

水循環基本法(責務の明確化、水の日)

国の責務

基本理念にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

事業者の責務

その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

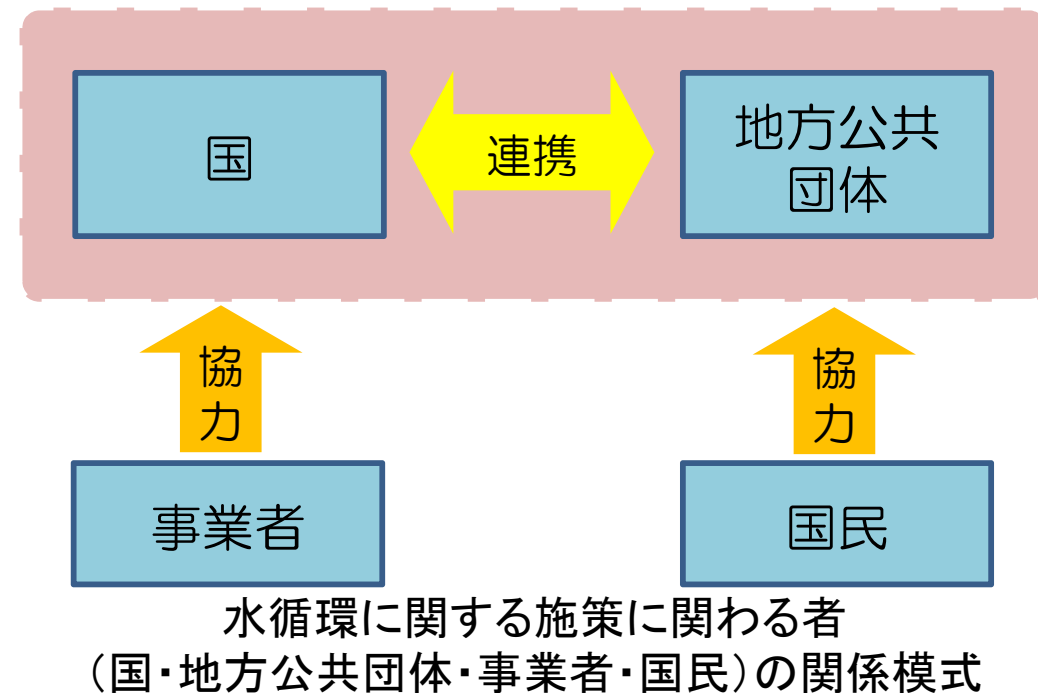
国民の責務

水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

水の日(8月1日)

- (1) 水を考えるつどい: 作文コンクール、水循環ロゴマークの決定、講演 ほか
- (2) 水のワークショップ・展示会: 「丸の内キッズジャンボリー」の一部スペースにて水の展示会を開催
- (3) 各府省等の様々な取組: 水資源功績者表彰式/「Water Day FES(仮)」/仙台七夕まつり農業農村広報活動/ポスター掲出(約2万枚)/各都道府県の取組み(シンポジウム、テレビCMなど)

水循環の基本理念



水を考えるつどい(8月1日) 水のワークショップ・展示会(8月12～14日)

水循環基本計画の枠組み

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林
 - (2) 河川等
 - (3) 農地
 - (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等 危機的な渇水への対応等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境の保全と回復
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

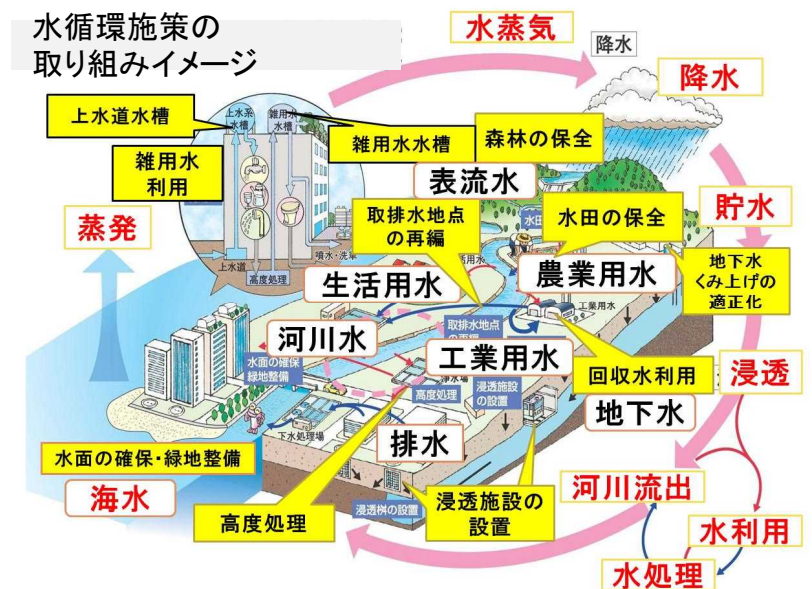
第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

水循環基本計画のポイント

1. 流域単位で水循環計画を新たに策定

- 地方公共団体、国の地方支分部局、事業者、団体、住民等が一体となり、流域水循環協議会を設置。
- 流域水循環協議会が、各分野の横串を刺した総合的な流域水循環計画を策定。
- 流域水循環計画で示される基本的な方針のもとに有機的な連携が図られるよう、森林、河川、農地、下水道、環境等の水循環に関する各種施策について関係者は相互に協力し、施策を実施。



2. 関係者が一体となった地下水マネジメント

- 地方公共団体、国の地方支分部局、地下水利用者、その他の関係者が連携し、地下水協議会を設置。
- 地下水協議会の構成主体が連携し、地下水の実態把握、保全・利用、涵養、普及啓発等に関して基本方針を定め、地域の実情に応じ段階的に実施。
- 国と都道府県は連携を図り、観測、調査、データ整備及び分析を実施。

地下水マネジメントに向けた取り組みイメージ



水循環基本計画作成に向けたこれまでの流れ

H26 7月1日

水循環政策本部設置

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
本部員 水循環政策担当大臣
全ての国務大臣

H26 7月18日
第1回本部会合

基本計画作成スケジュール

H26 10月10日
(第1回幹事会)

- ・基本計画の骨子
- ・有識者意見の聴取について
- ・基本計画作成スケジュール

H26 10月～12月

基本計画原案(たたき台)

《有識者からの意見聴取①》
72名から意見提出

H27 2月

基本計画原案

《有識者からの意見聴取②》
77名から意見提出

H27 4月15日～28日

基本計画案の作成

〈パブリックコメント〉
86名から意見提出

H27 5月～6月

基本計画案の決定

第2回本部会合
H27 7月10日

基本計画決定

閣議

水循環基本計画の主な施策例①

危機的な渇水への円滑な対応

【課題】

危機的渇水が起きてからでは、取り得る対応策が限られ経済・生活に重大な支障が生じるおそれ。

新たな取組(案)

- ・地域の関係者が平常時から危機的な渇水に備える
- ・早めの取水制限、関係者間の水融通、緊急的な応援給水などをあらかじめ検討

→ 渇水時に迅速な対応。経済・生活への影響を最小化
平成6年列島渇水等、過去の経験に対応に活かす

流域水循環協議会 による危機的な渇水への備え



地域の農業者、水道、下水道、
河川管理者など

都市用水の広域的な水融通

浄水場

A区域
水が不足

水融通

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

B区域
余裕あり

水融通

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

C区域
余裕あり

水融通

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

配水制御所

下水処理水を
散水等に活用

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

他用途の水を浄化、
海水を淡水化し、飲料
用として活用

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

浄水場

水環境の保全と回復

【課題】

- ・湖沼や閉鎖性海域における水質改善の遅れ
- ・水質規制、汚水処理などそれぞれの観点から対策

新たな取組(案)

- ・流域の関係者・関係機関が共通の目標設定のもと、役割分担を明確にした計画を策定
- ・排出水の負荷低減、浚渫、環境用水の導入、直接浄化等の対策

→ 良好な水環境を実現

印旛沼等の先進的な取組事例をもとに、全国に展開

流域水循環協議会 による水環境の保全と回復

住民・NPO等

植生浄化帯の整備

下水の高度処理

自治体

河川管理者

浚渫、環境用水の
導入、直接浄化

自治体、住民
農業従事者等

面源からの
汚濁負荷軽減

工場等からの排水
管理・排水規制

事業者

水循環基本計画の主な施策例②

地下水マネジメント

【課題】

地盤沈下防止のための取水規制が中心。地下水の実態が明確でなく、適正な利用に支障がでている。

新たな取組(案)

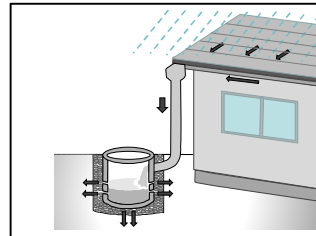
- ・地域の関係者が協議・連携して横断的取組を決定
- ・基礎データの共有化、地下水の実態把握、取水目標、地下水のバランスある利用と保全のルールなど

→ 地下水の保全と持続可能な利用が可能に
熊本等の先進的な取組事例をもとに、全国に展開

流域水循環協議会 による地下水マネジメント



NPO等 水源の森づくり

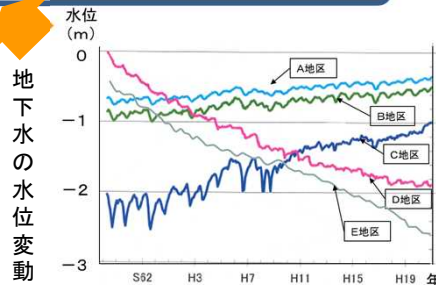


住民等 地下水浸透施設

持続可能な地下水の保全と利用



環境関係者 湧水調査



自治体等 地下水の実態把握

教育・普及啓発の推進

【課題】

水の公共性・重要性に関する国民意識は低く、国民レベルや民間による水循環健全の取組は少ない。

新たな取組(案)

- ・学校等における水循環保全活動への支援、
- ・「水の日(8/1)」関連行事への国民参加の促進、
- ・民間企業等による普及啓発活動への支援

→ 国民自らの積極的取組、官民一体となった活動
既存の草の根運動を支援するなどして、全国で教育・普及啓発活動を活性化

流域水循環協議会 による教育・普及啓発

